

青梅市森林環境整備等事業基金条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月4日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市森林環境整備等事業基金を設置したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市森林環境整備等事業基金条例

(設置)

第1条 青梅市における、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第1項の規定による事業（以下「森林環境整備等事業」という。）に必要な資金に充てるため、青梅市森林環境整備等事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計の歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益金は、予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、森林環境整備等事業に必要な資金に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、青梅市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

青梅市森林環境整備等事業基金条例要綱

1 制定の理由

青梅市における、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第1項の規定による事業（以下「森林環境整備等事業」という。）に必要な資金に充てるため、青梅市森林環境整備等事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 制定の内容

(1) 積立て（第2条関係）

基金として積み立てる額は、毎年度一般会計の歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(2) 管理（第3条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(3) 運用益金の処理（第4条関係）

基金の運用から生ずる収益金は、予算に計上して、この基金に編入する。

(4) 処分（第5条関係）

基金は、森林環境整備等事業に必要な資金に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

(5) 委任（第6条関係）

この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、青梅市長が定める。

3 施行期日

公布の日